インターネット端末利用営業者のみなさんへ

~重要なお知らせ~

オンラインによる届出 運用開始

警視庁行政手続オンライン Q

令和3年11月1日から「警視庁行政手続オンライン」が運用開始となりました。 インターネット端末利用営業の規制に関する条例に基づく各種届出をオンライン で行うことができます。(窓口における届出業務はこれまでどおり行います) オンライン手続ができる要件は次のとおりです。

- ① 条例で定められた期限内の届出であること。
 - (営業開始届は、営業開始日の10日前までに届出) (変更届・廃止届は、変更した日・廃止した日から10日以内に届出)
- ② 書類に不備がなく、添付書類が揃っていること。

オンライン手続完了後は、警察署担当者から届出者へメールで、登録番号を通知します。

※ 受領書等の書類の交付はありませんので、ご注意ください。

警視庁ホームページに、オンライン手続に関する留意事項が掲載されていますので、届出の際はあらかじめ確認をお願いします。

「警視庁ホームページ(TOP)」⇒「手続き」⇒「その他の申請」⇒「インターネット端末利用営業の届出に必要な書類等」⇒「オンラインによる届出について」